

環 境 部

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 環境部 |
| 3 事前調査期間 | 平成22年6月14日から平成22年6月15日まで |
| 4 監査期間 | 平成22年7月 9日 |
| 5 監査対象年度 | 平成21年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

環境部3課等（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（平成22年5月1日現在）は、次のとおりである。

【環境保全課】

環境保全に係る企画・連絡調整、環境計画・公害防止計画、環境保全審議会、環境マネジメントシステム、鳥獣飼養の許可・鳥獣保護、温泉の利用、特定建築物の環境衛生・専用水道等に係る監視・調査・指導、環境学習センター、国際環境技術移転研究センターとの連絡、公害防止協定、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭に係る規制・監視・調査・指導、遊泳用プールに係る監視・調査・指導、公害健康被害者の補償給付、公害健康被害認定審査会、公害保健福祉事業、健康被害予防事業、公害健康被害者みたき保養所に関する業務等を所掌する。
(職員18名、再任用職員1名)

【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・楠衛生センター・北大谷斎場】

清掃衛生施策の企画・調整、廃棄物の処理並びに清掃に係る処理手数料等の調定・徴収、清掃衛生作業用車両及び器材の配置計画、所管車両の事故防止及び事故処理、し尿処理事業に係る計画・指導・調査統計、し尿処理施設の使用許可、浄化槽清掃業者の許可、朝明広域衛生組合との連絡、衛生思想の普及高揚並びに衛生事業の計画・調査統計、ねずみ族・昆虫等の駆除、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、南北清掃事業所・し尿処理施設・斎場墓地等の維持管理・修繕、ごみのリサイクル・減量化、清掃思想の普及高揚、ごみ処理事業に係る計画・指導・調査統計、南北清掃事業所・北部清掃工場・南部埋立処分場・楠衛生センター、地域の清掃・美化、ごみの不法投棄対策、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の許可、自転車リサイクル法、空き地の管理不良の指導、野外焼却禁止の指導に関する業務等を所掌する。

(職員104名、再任用職員15人、嘱託職員1名)

【新ごみ処理施設整備課】

新総合ごみ処理施設整備、南部埋立処分場造成工事、北部清掃工場・南部埋立処分場の維持管理並びに地元環境周辺整備に関する業務等を所掌する。（職員 5 名、再任用職員 2 名）

第 3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、時間外勤務の状況、効率性改善への取組状況、各種委員会等の設置・運営状況、原課契約工事の執行状況、負担金の執行状況及び業務棚卸表について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

< 各課共通事項 >

(1) 臨時職員の雇用手続きについて

臨時職員雇用申請書の通勤届に記載漏れや所属長の認定がないものが見受けられた。雇用手続きにあたり、適切な事務処理を行うよう注意すること。 【注意事項】

上記対象課～【環境保全課】【生活環境課】

< 各課個別事項 >

【環境保全課】

(1) 収入事務について

収納金は取扱日ごとに現金出納簿への記録がなされていたが、確認印の押印がなされていないので、入出金の事実に基づき確認印を押印するよう改めること。

【是正改善事項】

(2) 支出事務について

ア 支出負担行為兼支出命令書で処理できることが認められている経費以外のものが支出負担行為兼支出命令書で処理されている事例が散見されたので、規則の定めに従って会計事務を行うよう改めること。 【是正改善事項】

イ 市営駐車場の定期駐車券は前金払いで購入しているが、期間満了時に履行確認がなされていないので、四日市市会計規則第 7 5 条に基づき課長決裁による履行確認を行うよう注意すること。 【注意事項】

ウ 会場使用料の支出負担行為書にその根拠となる申込書や見積書などの書類が添付されていない事例が見受けられたので、適正な事務を行うよう注意すること。

【注意事項】

エ 役務費で支出すべきレベルレコーダー検査料を需用費で支出している科目誤りが見受けられたので、適切な科目にて執行するよう注意すること。 【注意事項】

(3) 契約事務について

支出命令書に委託業務完了届などの履行確認の証拠書類等がない事例が見受けられたので、業務完了の確認の根拠を証する書類を添付するよう注意すること。 【注意事項】

【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・楠衛生センター・北大谷斎場】

(1) 収入事務について

歳入金の金融機関への払い込みが遅延している事例が見受けられた。収納した歳入金については、四日市市会計規則第86条に基づき即日又は翌日の正午までに収納の手続きを行うよう改めること。 【是正改善事項】

(2) 支出事務について

ア 支出負担行為兼支出命令書に納品書の添付がないものが見受けられた。納品書は履行確認のための証拠書類であるので、必ず添付するよう注意すること。 【注意事項】

イ 支出命令書に添付されている請求書に、登録されている債権者印とは異なる印が使用されていたので、適正な請求書を提出させるよう改めること。 【是正改善事項】

(3) 現金等の管理について

駐車券受払簿については、受払を正確に記録し適切な金券の保管管理を行うよう改めること。 【是正改善事項】

(4) 物品管理について

現物が確認できないものや今後使用する見込みのない物品が備品として登録されているものが見受けられた。定期的に備品と台帳の確認を行い、備品台帳を整理するよう改めること。 【是正改善事項】

(5) 文書管理について

ア 公印台帳の副本に必要事項を記載すること。また、公印によっては保管場所が異なるので、公印管守者及び公印取扱責任者は、公印別に記録するよう注意すること。 【注意事項】

イ 車両台帳に自動車賠償責任保険の加入状況に記録漏れがあった。車両台帳には定められた様式により必要事項を記録するよう改めること。 【是正改善事項】

【新ごみ処理施設整備課】

特になし

2 所 見

<各課共通事項>

(1) 主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表で成果・活動指標の選択や目標値の設定が適切でないものや現実的でないとと思われる項目がある。業務棚卸表における目標設定の趣旨を踏まえて、次年度以降について成果・活動指標や目標値の見直しを検討すること。 【検討事項】

上記対象課～【新ごみ処理施設整備課を除く部内全所属】

(2) 契約履行状況の確認について

指定管理者など外部委託化が進むなかで、外部委託の契約内容をより適切で精度の高いものにするとともに、契約後の委託業務の進捗管理や業務品質の確保など業務の精査・牽制システムを確立されたい。そのための一つの手法として基本マニュアルによる

チェックポイントや実査方法の定型化を検討すること。特に担当課長や窓口職員の原価計算や簿記の知識習得も急がりたい。 【努力要望事項】

上記対象課～【部内全所属】

(3) 内部事務の管理について

請求書等証拠書類の日付漏れや決裁印漏れなど内部事務管理において課内のチェック体制が十分に機能していない事例が見受けられた。日常業務の管理体制を再検証し、内部事務管理の適正化の徹底に努めること。 【努力要望事項】

上記対象課～【部内全所属】

(4) 内部牽制体制について

収納金の記帳漏れや物品の登載漏れなど現金等の管理や物品管理等において、上司による牽制チェック体制が十分でない事例が見受けられた。適時、実査を行うなど内部牽制体制を再点検し、より厳重な牽制・指導を行い、事故防止や品質・効率性向上の一層の徹底に努めること。 【努力要望事項】

上記対象課～【部内全所属】

(5) 原課契約工事について

原課契約工事の工期中の適時や完了時には所属長による抽出での現場検査を実施するなど牽制の働く体制を整備し、適正な施工の確保に努めること。定型の検査方法とかスケジュールなども研究されるよう要望する。 【努力要望事項】

上記対象課～【部内全所属】

(6) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

時間外勤務が恒常化している職場が多く、年間360時間を超える職員も多く見受けられる。また、特定の職員に業務の集中が見られるため各所属長は係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図ること。さらに、職員の健康管理の面から労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取組みに努めること。

上記対象課～【環境保全課】【生活環境課】 【努力要望事項】

<各課個別事項>

【環境保全課】

(1) みたき保養所について

公害健康被害者みたき保養所は、施設が老朽化しており利用実績もあがっていない現状にあるので、今後の活用方策及びそのあり方について検討すること。 【検討事項】

(2) 負担金について

各種団体への負担金については縮減に努めているが、繰越金が年会費収入を上回っている団体が見受けられた。負担金の支出にあたっては、その用途について十分に聞き取りや調査を行い、各団体の事業が効果的に実施されているか、効率的に運営されているか等の観点から負担金の効果を検証すること。 【検討事項】

また、負担金の見直し等を総会の場で引き続き働きかけるよう要望する。

【努力要望事項】

【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃

工場・楠衛生センター・北大谷斎場】

(1) 収入未済額について

し尿汲み取り手数料等の収入未済額については、電話催告や訪宅とともに、不定期収集で対応するなど徴収に努め、時効により不納欠損処理しているが、分納誓約などの時効の中断措置なども行い滞納整理に努めるよう要望する。 【努力要望事項】

(2) 委託契約について

委託契約において随意契約する割合は前年度と比較して増加している。合特法による止むを得ない理由のものもあるが、契約にあたっては、委託する業務内容や契約金額の積算根拠等を精査されたい。

また、一旦契約すると次年度以降も同じ事業者継続して契約する傾向が見受けられる。他に参加資格のある事業者があれば、入札や見積りに参加を促し、受託者が固定しないよう努められたい。 【努力要望事項】

(3) 四日市市生活環境公社への支援について

四日市市生活環境公社に対しては、し尿収集運搬、資源物収集処理、ペットボトル収集、粗大ごみ戸別有料収集など市民生活に密着した業務を委託している。公社のよりよいサービスが継続して提供できるよう、また、健全な運営がなされるよう間接的なサポートに努められたい。 【努力要望事項】

(4) 事業所の労働安全衛生について

各清掃事業所においては、事業所単位で労働安全衛生委員会を設置するとともに、クレーン、溶接関係の作業に従事する有資格者等に対し定期的に安全講習を受講させ、労働安全衛生の確保に努められたい。 【努力要望事項】

(5) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

厚生労働省が過労死の労災認定基準の目安(注)としている過重な労働の状況が見受けられるため、早急にこれを解消するための対応策を検討すること。

(注) 発症前1か月間におおむね100時間以上又は発症前2か月ないし6か月にわたって、1か月あたりおおむね80時間以上の時間外労働時間 【検討事項】

【新ごみ処理施設整備課】

(1) 新ごみ処理施設建設について

新ごみ処理施設を建設するという大きなプロジェクトを控えているが、それまでの間、既存の焼却炉を修繕しながら延命化を図ることになる。新施設への切り替えまでどの程度の修繕を行うのが効率的かを考慮しながら、施設の維持補修にあたられたい。

【努力要望事項】